

別紙1 委託業務参考件数表

業務名	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受付業務	開栓届	電話・窓口	2,377件	2,600件
		インターネット	1,738件	1,715件
	使用中止届	電話・窓口	2,416件	2,689件
		インターネット	1,414件	1,419件
	異動届	電話・窓口	1,503件	1,030件
		インターネット	84件	109件
	計量・滞納整理関係	電話・窓口	4,852件	5,607件
	その他	電話・窓口	4,087件	3,862件
計量件数	合計	電話・窓口	15,235件	15,788件
		インターネット	3,236件	3,243件
計量件数	市内全域 年間	件数	505,959件	505,570件
	奇数月平均	件数	40,127件	40,108件
	偶数月平均	件数	44,200件	44,154件
令書類	納入通知書	枚数	90,713枚	94,577枚
	督促状	枚数	24,464枚	26,375枚
	使用水量のお知らせ	枚数	28,807枚	31,038枚
	口座振替済通知書	枚数	5,397枚	6,375枚
	休栓催告書(年2回)	枚数	695枚	957枚
	催告書兼給水停止予告通知書	枚数	9,815枚	9,390枚
	給水停止通知	枚数	2,165枚	2,253枚
水道料金収納方法件数	給水停止執行	枚数	1,212枚	1,420枚
	納付総件数	件数	500,455件	503,459件
	口座振替	件数	399,682件	400,359件
		割合	79.86%	79.52%
	納付書	件数	100,773件	103,100件
		割合	20.14%	20.48%
調定金額(水道)	現年度分	金額	2,919,703,965円	2,969,469,102円
調定金額(下水道)		金額	2,321,042,982円	2,461,340,274円
未納状況(水道)	現年度分	件数	8,702件	8,502件
		金額	42,130,011円	36,838,497円
		徴収率	98.56%	98.76%
	過年度分	件数	3,352件	2,937件
		金額	17,159,844円	16,639,933円
		徴収率	71.03%	67.42%
	合計	件数	12,054件	11,439件
		金額	59,289,855円	53,478,430円
量水器	設置個数	個数	84,301個	85,862個
	取替個数	個数	11,021個	14,071個
	窓口出庫個数	個数	1,128個	1,196個
給水人口		人数	201,858人	200,641人
給水戸数		人数	94,908人	95,138人
			95,229人	

別紙2 貸与品・支給品等一覧

【提供・貸与品】

事務用机	書庫
事務用椅子	固定電話機（通信料も上下水道局負担）
金庫	閉栓キヤップ等給水停止用具
更衣室・ロッカー	閉栓キヤップ解除キー
駐車場・駐輪場	バイパスユニット切替キー
身分証明書	量水器
令書類発送に係る郵送料	

【支給品】

工業用水積算計用記録紙	工業用水積算計用記録ペン
止水栓等修繕用材料（代用管を含む）	鉛管等難取替用修繕用材料

【受託者の負担品（バッチ処理で作成が必須のもの）】

納入通知書	督促状
口座振替済通知書	使用水量のお知らせ
口座精算通知書	催告書兼給水停止予告通知書
休栓催告書	給水停止執行書

【受託者の負担品（バッチ処理ではなく必要に応じて作成するもの）】

水道料金等納入済通知書（3連複写手書集金用）	納付書封入用窓開き封筒
口座振替開始通知はがき	窓開き封筒（横長）
水道料金等納入済通知書（手差端末用・纏め含む）	使用開始届
水道料金等口座振替申込書	量水器関係書（取替・出庫等）
水道使用届出の封筒	給水停止シール
料金受取人払用返信封筒（料金後納返信用）	計量のお知らせ（過大・漏水・無断使用等）
納入済通知書（黄）	口座振替のご案内（A4三つ折）
払込済通知書（白）	口座開始通知書用（保護シール）
水道サービスステーション専用封筒	計量お知らせ票

【受託者の負担品（消耗品等）】

システムから出力されるプリンタの消耗品（トナー、インク、用紙等）

上記の他、必要貸与品や支給品等がある場合は、上下水道局と協議の上決定する。

別紙3 機密保持及び個人情報取扱特記事項

機密保持及び個人情報取扱特記事項（特定個人情報を含む）

（基本的事項）

第1条 伊丹市上下水道局（以下「甲」という）が、この契約において機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。以下同じ。）及び、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号。）第2条第1項に規定する個人情報。以下同じ。）を取り扱わせる者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適切に行わなければならない。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第2条 乙は、この契約による業務の履行にあたり、伊丹市情報セキュリティポリシー及び関連要綱等に規定されている事項を遵守するものとする。

（責任体制の整備）

第3条 乙は、機密情報及び個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第4条 乙は、この契約による業務において、本業務の責任者を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項で定めるもの以外に機密情報及び個人情報の取り扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を別途定める場合は、前項の報告に加え、書面（電磁的記録文書を含む）によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。

3 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（教育の実施）

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意

識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

（取得の制限）

第6条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の制限）

第7条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を、甲の指示又は承諾を得ることなく契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第8条 乙は、この契約による業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲の管理下以外の場所で機密情報及び個人情報を取り扱う場合は、機密情報及び個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面（電磁的記録文書を含む）により甲に報告しなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 乙は、甲が承諾した場合を除き、第1項の機密情報及び個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 4 第1項の機密情報及び個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すよう努めるものとする。
- 5 乙は、この契約による業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 6 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

（特定個人情報の適正管理に係る届出）

第9条 乙は、この契約による業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項に

別紙3 機密保持及び個人情報取扱特記事項

規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）である場合には前条の規定により講じた措置のうち特定個人情報の安全管理に係る内部の組織体制（以下「組織体制」という。）の整備及び当該特定個人情報の取扱いに従事する者（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）の指定の状況について、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

（秘密の保持）

第10条 乙は、この契約による業務に関して甲より提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（複写又は複製の禁止）

第11条 乙は、この契約による業務に関して甲より提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報が記録された資料等、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者）

第12条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第10条に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者に対し、第8条第1項から第5項に基づく安全管理措置を講じ、守秘義務を課さなければならない。

（業務従事者への周知）

第13条 乙は、業務従事者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して甲より提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、機密情報及び個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第14条 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2号第1項第3号に

規定する子会社をいう。））に委託をする場合を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託先で取り扱う機密情報及び個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による機密情報及び個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託等の相手方の行為について、乙がその責任を負うものとする。

6 再委託等をする業務が個人番号利用事務等である場合には、再委託等の相手方の組織体制及び特定個人情報取扱従事者の選任の状況について、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

7 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

8 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

9 再委託した業務をさらに委託すること（以下「再々委託」という。）は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

別紙3 機密保持及び個人情報取扱特記事項

(資料等の返還、廃棄及び消去)

第15条 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた機密情報が記録された紙文書及び電子データ、又は甲から提供を受け、自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された紙文書及び電子データは、契約完了後直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(意見聴取)

第16条 甲及び乙は、法令（甲の情報公開条例を含む）に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続き上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第17条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他知的財産権の使用権及び実施権を付与するものではないことを確認する。

(対象外)

第18条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
- (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報

2 個人情報の取り扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(立入調査)

第19条 甲は、乙が契約による業務の執行にあたり取り扱っ

ている機密情報及び個人情報の状況について必要な措置が講じられているかを確認するため随時調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(漏えい等の発生時における報告)

第20条 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約解除)

第21条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

別紙4 他市分水箇所一覧

他市分水箇所一覧

令和7年4月現在

	池田市	尼崎市	宝塚市
報告方法	FAX（偶数月）	FAX（毎月）	FAX（奇数月）
分水箇所数	送水1・受水2	送水7・受水2	送水5・受水34
請求時期	年に一回	一カ月に一回	二カ月に一回

【○】・・・伊丹市が現地で検針し、報告する必要がある

【△】・・・伊丹市がシステムで確認し、報告する必要がある

【×】・・・他市から報告を受けるのみで、検針する必要はない

池田市			
送水	口径	受水	口径
×池田市豊島南2丁目6-1	13	○伊丹市下河原字畠ヶ屋159-8	75
		○伊丹市下河原字畠ヶ屋158-8	50

尼崎市			
送水	口径	受水	口径
○尼崎市田能6丁目1-22	20	○伊丹市東有岡5丁目13	50
○尼崎市猪名寺3丁目16-45	20	○伊丹市安堂寺町5丁目54	50
○尼崎市猪名寺3丁目1	13		
○尼崎市猪名寺3丁目16-1	20		
○尼崎市猪名寺3丁目16	20		
○尼崎市猪名寺3丁目15-1	25		
○尼崎市西昆陽3丁目39-1	75		

別紙4 他市分水箇所一覧

宝塚市			
送水	口径	受水	口径
×宝塚市丸橋3丁目84	—	△伊丹市西野3丁目123-10 水 88296	20
×宝塚市丸橋3丁目84	—	△伊丹市西野3丁目123-8 水 88147	〃
×宝塚市丸橋3丁目84	—	△伊丹市西野3丁目123-7 水 87760	〃
×宝塚市野里2丁目133番地の1	—	△伊丹市西野3丁目123-7 水 87767	〃
×宝塚市野里2丁目133番地の1	—	△伊丹市西野3丁目123-6 水 88091	〃
		△伊丹市西野3丁目123-5 水 88487	〃
		△伊丹市西野3丁目123-3 水 87868	〃
		△伊丹市西野3丁目123-2 水 87807	〃
宝塚市			
送水	口径	受水	口径
		△伊丹市中野北1丁目4-43 水 101717	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-41 水 102567	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-40 水 102570	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-39 水 102571	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-38 水 102572	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-37 水 102568	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-36 水 102497	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-35 水 102573	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-34 水 102330	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-34-3 水 104273	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-34-4 水 104272	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-33-1 水 102331	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-33-2 水 104554	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-33-3 水 104271	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-32-1 水 102286	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-32-2 水 102352	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-32-3 水 102353	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-31-2 水 102844	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-31-1 水 102845	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-30-1 水 106316	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-30-2 水 106406	〃
		△伊丹市中野北1丁目4-30-3 水 106752	〃
		△伊丹市中野北1丁目4- 水 112245	〃
		△伊丹市中野北1丁目4- 水 112246	〃
		△伊丹市中野北1丁目4- 水 112247	〃
		△伊丹市中野北1丁目4- 水 112248	〃

別紙5 水道料金等滞納整理事務手続要領

水道料金等滞納整理事務手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、伊丹市水道事業給水条例（平成9年条例第39号）第39条に規定する給水の停止（以下「給水停止」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(納入期限)

第2条 水道料金等納入通知書の納入期限は、次の各号によるものとする。

- (1) 集金制、納付制および隨時納入するものは、納入通知書に指定する日とする。
- (2) 口座制は、口座振替日とする。

(督促状)

第3条 前条各号に定める納入期限を経過しても、なお納入のない者に対し納入期限を定め督促状により督促する。

(催告書)

第4条 督促状に指定した納入期限を経過しても、なお納入のない者に対し納入期限を定め催告書により催告する。

(滞納整理)

第5条 催告書に指定した納入期限を経過しても、なお納入のない者（以下「給水停止対象者」という。）に対し未納理由等を調査し、必要に応じ納入指導を行うものとする。

(給水停止の予告)

第6条 給水停止対象者が次の各号の一に該当するときは、給水停止予告通知書により給水停止を予告するものとする。

- (1) これまでの滞納料金の合計期が2期以上にわたる場合。
- (2) 滞納料金が、1期であるが、その徴収の時期を失すると徴収できないとき、または滞納が1期でも10万円以上のとき。
- (3) その他、特に上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めたとき。

(給水停止の通知)

第7条 給水停止予告通知書に指定した納入期限を経過しても、なお納入のない者に対し、給水停止通知書により給水停止を通知する。

(給水停止)

第8条 給水停止通知書に指定した納入期限を経過しても、なお納入のない者（以下「給水停止者」という。）に対し給水停止を行い給水停止執行通知書により通知するものと

別紙5 水道料金等滞納整理事務手続要領

する。

2 給水停止は、止水栓の閉止又はメーター撤去等により行う

(給水停止の猶予)

第9条 給水停止者が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、給水停止執行を猶予することができる。

- (1) 料金の一部を納入し、かつ、残額について分納誓約書兼履行延期の特約申込書（様式第1号）（以下、「分納誓約書」という。）の提出があったとき。ただし、残額の分納期間は、1年を越えることはできない。
- (2) 財産が天災、火災もしくはその他の災害を受け、または盜難により破損され、料金等を納入することができないと認められるとき。
- (3) 本人または同居の親族が負傷、または疾病等により料金等を納入することができないと認められるとき。
- (4) その他、特に管理者が必要と認めたとき。

(給水停止の猶予の取消)

第10条 前条により給水停止の猶予を受けた者が、次の各号の一に該当するときはその猶予を取り消す。

- (1) 前条第1号に規定する分納誓約書に違反したとき。
- (2) 給水停止の猶予を受けた者の財産の状況、その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) その他、特に管理者が必要と認めたとき。

(給水停止の解除)

第11条 次の各号の一に該当するときは、給水停止を解除する。

- (1) 滞納料金が完納したとき。
- (2) 滞納料金の半分以上の納入があり、残額について分納誓約書の提出があったとき。ただし、残額の分納期間は1年を超えることはできない。
- (3) その他、特に管理者が必要と認めたとき。

(その他)

第12条 この要領に定めのないときは、そのつど管理者の別に定めるところによる。

付 則

この要領は、平成元年11月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

付 則

別紙5 水道料金等滞納整理事務手続要領

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行以前に別様式により提出されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

別紙6 直結止水栓等修理及び水道メーター取替業務委託仕様書

直結止水栓等修理及び水道メーター取替業務委託仕様書

(定義)

第1条 本仕様書は「伊丹市上下水道局営業関連業務委託仕様書」に基づき上下水道局が、受託者に委託する直結止水栓等修理及び水道メーター取替業務委託（以下「取替業務等」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 受託者は、上下水道局が指定する取替業務等を計画的かつ適正に実施するものとする。また、受託者は上下水道局が指定する直結止水栓等不良その他の理由により取替困難な水道メーターについても業務を実施するものとする。

(委託業務の範囲)

第3条 受託者の委託業務範囲は、上下水道局の給水区域全域及び上下水道局の指定する区域とするものとする。

(業務要領)

第4条 受託者は、取替業務等の実施に際し、原則として取替予定期間等を記載した通知を取り替予定日の一週間以上前に配付し、お客さま等に周知するものとし、原則40mm以上の水道メーターが設置されている大規模集合住宅等では所有者や管理組合等と日程や時間帯等を綿密に打ち合わせの上、トラブルが無いように取り替えるものとする。

- 2 受託者は、取替業務等が完了した後、量水器取替票に取替年月日、引上指示数・取付指示数、メーター番号、口径、有効期限、鉛管の有無、修繕等に使用した材料を記入した上で、上下水道局に返戻するものとする。なお、取付けしたメーターの指針は1立方メートル未満を切上げとし、引上げしたメーターの指針は1立方メートル未満を切捨て記入するものとする。
- 3 受託者は、お客さま等の取替拒否、メーター不明、給水設備不良等により、取替業務等が実施できない場合は、量水器取替票に詳細な理由を記入した上で上下水道局へ返戻し、取替業務等が実施できるよう改善されれば、再度業務を実施するものとする。
- 4 受託者は、取替業務等において、メーターの一次側及び二次側等に鉛管が使用されている場合は量水器取替票に記入し、上下水道局へ報告するものとする。
- 5 受託者は、お客さま等が不在で取替できなかった場合、原則として複数回訪問し未取替のお知らせを投函する。また、後日、お客さま等から取替日時の連絡を受けた場合は可能な限りその日時に合わせて取替業務等を実施するものとする。
- 6 受託者は、お客さま等が不在でも取替えできる場合は、特にお客さま等からの要望がない限り、事前に配付した通知において、取替えを理解しているものと判断して取替業務等を実施するものとする。
- 7 受託者は、原則40mm以上の水道メーターが設置されている大規模集合住宅等のお客さま等に対して、通知の配付時に取替日時等を事前に調整するものとし作業日時が確定次第、上下水道局及び上下水道局警備室に取替業者・取替場所・取替時間等を連絡するものとする。

別紙6 直結止水栓等修理及び水道メーター取替業務委託仕様書

- 8 受託者は、取付けしたメーターに逆付けや取付け不具合等が判明した場合、誠意を持って速やかに対応しなければならない。
- 9 受託者は、メーターや給水管に汚水・土砂等が混入することがないよう止水栓等の開閉操作には細心の注意をはらうものとする。
- 10 受託者は、作業終了後にお客さま等が在宅している場合、お客さま等に給水栓を開けて空気や濁水等を排出するよう伝え、漏水等の有無を確認し異常がなければ、お客さま等に量水器取替済のお知らせを直接手渡し、作業終了の旨を連絡するものとする。また、在宅していない場合は量水器取替済のお知らせを投函するものとする。
- 11 受託者は、引上げしたメーターと量水器取替票とが正しく記入されているかをメーター返却時に確認するものとする。
- 12 受託者はメーター取替後、速やかに情報等を入力するものとする。
- 13 私設メーターから公設メーター設置へ変更する親メーターにおいては、上下水道局が用意する代用管を設置し、親メーターは撤去すること。また、取付した代用管の管理については、給水装置所有者や管理会社等に説明すること。
- 14 受託者は、メーターに不進行等の不具合が判明した場合、速やかに上下水道局に報告しなければならない。

(遵守事項)

- 第5条 受託者は、業務従事者の名簿を上下水道局に提出し「量水器取替業務証」の発行を受け、取替業務等にあたるときは常に量水器取替業務証を携帯しなければならない。また、業務従事者は、お客さま等から量水器取替業務証の提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。
- 2 受託者は、上下水道局が発行した量水器取替票を受領後、速やかに取替業務等を実施しなければならない。
- 3 上下水道局は、受託者に取替業務等の実施上必要なメーター及び材料を支給し、受託者は支給品を滅失もしくは損傷しないよう管理するとともに、余剰が生じた場合は取替業務等終了後、速やかに上下水道局へ返戻しなければならない。
- 4 受託者は、取替業務等の実施に際して、給水管等給水設備に破損が生じないよう十分注意しなければならない。万一、給水管等給水設備に破損が生じた場合は、受託者の負担にて修復しなければならない。
- 5 受託者は、止水栓等修理のため公道を掘削した場合、陥没等により通行に支障をきたすことがないよう十分注意して復旧し、上下水道局に掘削場所、掘削面積等を速やかに報告しなければならない。
- 6 受託者は、取替業務等の実施に際して、お客さま等はもとより市民に対する言動に留意し、取替の主旨を十分説明し誤解を招かないよう接しなければならない。また、安全・衛生面にも留意し、上下水道局の信用失墜に至る行為は厳に慎まなければならない。
- 7 取替業務等に必要な車両・駐車費用・燃料及び工具等の諸費用はすべて受託者の負担とするものとする。
- 8 受託者は、メータ一口径40mm以上の取替えについては2人以上で取替業務等を実

別紙6 直結止水栓等修理及び水道メーター取替業務委託仕様書

施しなければならない。

- 9 受託者は、上下水道局から受領した量水器取替票等の個人情報を取り扱う場合は、伊丹市個人情報保護条例第10条第2項の規定を遵守し、「機密保持及び個人情報取扱特記事項」(別紙3)に掲げる事項についての安全確保の処理を行い、個人情報の保護に努めるものとする。
- 10 受託者は、量水器取替業務証の紛失、取替業務等に関する電子データ及びその関連文書等の紛失、滅失、毀損等（個人情報の漏えいを含む。）が発生したときは速やかに詳細な報告書等を作成し、上下水道局へ提出しなければならない。

(取替後の漏水及び苦情処理等)

第6条 受託者は、取替日以降、2回計量以内にお客さま等からの漏水報告及び苦情等があった場合は受託者の責任において速やかかつ誠実に処置し、またその経過と結果を上下水道局に詳細な報告をしなければならない。これに要する費用はすべて受託者の負担とする。ただし、取替日以降、給水装置に係る工事等の施工があった場合など、受託者に正当な理由が認められる場合はこの限りではない。

(委託料の精算方法)

第7条 委託料は取替個数に応じた出来高払いとし、取替単価に取替個数を乗じた金額で精算する。

(その他定めのない事項)

第8条 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて上下水道局と受託者とで協議するものとする。

別紙7 水道メーター取替予定個数一覧表(参考)

公設メーター

取替年度	対象検定有効期限	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm	合計
令和9年度	令和10年4月～令和11年3月	2,726	9,235	565	28	71	29			4	12,658
令和10年度	令和11年4月～令和12年3月	1,754	12,715	687	166	34	6			2	15,364
令和11年度	令和12年4月～令和13年3月	1,176	7,958	643	15	12	16	3	1	1	9,825
令和12年度	令和13年4月～令和14年3月	3,117	9,971	1,410	104	74	45	12		2	14,735
令和13年度	令和14年4月～令和15年3月	1,668	12,446	194	112	37	10	4		1	14,472
合計		10,441	52,325	3,499	425	228	106	19	1	10	67,054

私設メーター

取替年度	対象検定有効期限	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm	合計
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月	14	418	38							470
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月	13	368	9							390
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月	1	440	28	1						470
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月	1	718	5	2	2					728
令和13年度	令和13年4月～令和14年3月	32	863	17	5	1					918
合計		61	2,807	97	8	3	0	0	0	0	2,976

合計

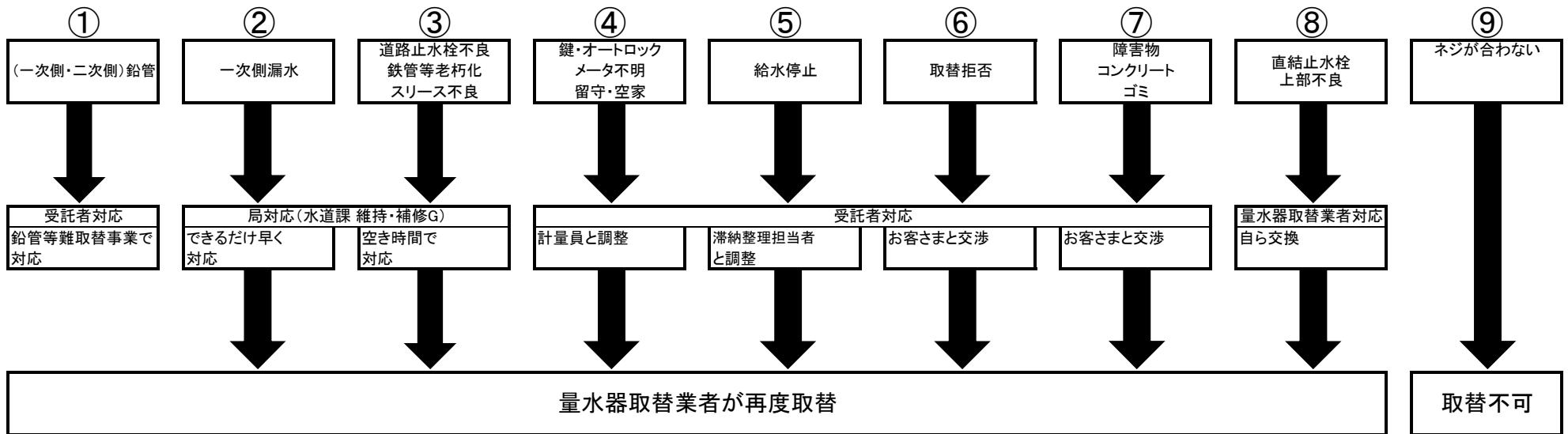
取替年度	対象検定有効期限	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm	合計
令和9年度	－	2,740	9,653	603	28	71	29	0	0	4	13,128
令和10年度	－	1,767	13,083	696	166	34	6	0	0	2	15,754
令和11年度	－	1,177	8,398	671	16	12	16	3	1	1	10,295
令和12年度	－	3,118	10,689	1,415	106	76	45	12	0	2	15,463
令和13年度	－	1,700	13,309	211	117	38	10	4	0	1	15,390
合計	－	10,502	55,132	3,596	433	231	106	19	1	10	70,030

令和7年8月現在

※ 私設メーターについては、公設化の制度を利用し承認された場合のみ上下水道局が取替を行う。

※ 令和8年度末までに取替できなかったメーターについては、取替予定個数に含まれていない。

小型メーター返却時対応フローチャート



別紙9 水道メーターに係る鉛管等難取替業務委託仕様書

水道メーターに係る鉛管等難取替業務委託仕様書

(定義)

第1条 本仕様書は上下水道局が受託者に委託する「直結止水栓等修理及び水道メーター取替業務委託」において、鉛管等で取替困難な業務（以下「難取替業務」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 受託者は、上下水道局が指定する難取替業務を計画的かつ適正に実施するものとする。

(委託業務の範囲)

第3条 受託者の委託業務範囲は、上下水道局の給水区域全域及び上下水道局の指定する区域とするものとする。

(業務要領)

第4条 受託者は、難取替業務の実施に際し、原則としてお客さま等と調整し交換の必要性と注意事項を周知するものとし、日程や時間帯等を綿密に打ち合わせの上、トラブルが無いように取り替えるものとする。

- 2 受託者は、難取替業務が完了した後、量水器取替票に取替年月日、引上指示数・取付指示数、メーター番号、口径、有効期限、修繕等に使用した材料を記入した上で、上下水道局に返戻するものとする。なお、取付けしたメーターの指針は1立方メートル未満を切上げとし、引上げしたメーターの指針は1立方メートル未満を切捨て記入するものとする。
- 3 受託者は、お客さま等の取替拒否、メーター不明、給水設備不良等により、難取替業務が実施できない場合は、量水器取替票に詳細な理由を記入及び必要に応じて写真を添付した上で上下水道局へ返戻し、難取替業務が実施できるよう改善されれば、再度業務を実施するものとする。
- 4 受託者は、お客さま等が不在で取替できなかった場合、原則として複数回訪問し未取替のお知らせを投函する。また、後日、お客さま等から取替日時の連絡を受けた場合は可能な限りその日時に合わせて難取替業務を実施するものとする。
- 5 受託者は、お客さま等が不在でも取替えできる場合は、特にお客さま等からの要望がない限り、事前に配付した通知において、取替えを理解しているものと判断して難取替業務を実施するものとする。
- 6 受託者は、取付けしたメーターに逆付けや取付け不具合等が判明した場合、誠意を持って速やかに対応しなければならない。
- 7 受託者は、メーターや給水管に汚水・土砂等が混入することがないよう止水栓等の開閉操作には細心の注意をはらうものとする。
- 8 受託者は、作業終了後にお客さま等が在宅している場合、お客さま等に給水栓を開けて空気や濁水等を排出するよう伝え、漏水等の有無を確認し異常がなければ、お客さま等に量水器取替済のお知らせを直接手渡し、作業終了の旨を連絡するものとする。また、

別紙9 水道メーターに係る鉛管等難取替業務委託仕様書

在宅していない場合は量水器取替済のお知らせを投函するものとする。

- 9 受託者は、引上げしたメーターと量水器取替票とが正しく記入されているかをメータ一返却時に確認するものとする。
- 10 受託者は、メーター取替後、速やかに情報等を入力するものとする。
- 11 受託者は、メーターに不進行等の不具合が判明した場合、速やかに上下水道局に報告しなければならない。
- 12 受託者は、原則として工事着手前・施工中・完成後及びその他必要な箇所の写真を撮影し取替工事完了時に上下水道局に提出するものとする。

(遵守事項)

- 第5条 受託者は、業務従事者の名簿を上下水道局に提出し「量水器取替業務証」の発行を受け、難取替業務にあたるときは常に量水器取替業務証を携帯しなければならない。また、業務従事者は、お客さま等から量水器取替業務証の提示を求められたときは、速やかに提示しなければならない。
- 2 受託者は、上下水道局が発行した量水器取替票を受領後、速やかに難取替業務を実施しなければならない。
 - 3 上下水道局は、受託者に難取替業務の実施上必要なメーター及び材料を支給し、受託者は支給品を滅失もしくは損傷しないよう管理するとともに、余剰が生じた場合は難取替業務終了後、速やかに上下水道局へ返戻しなければならない。
 - 4 受託者は、難取替業務の実施に際して、給水管等給水設備に破損が生じないよう十分注意しなければならない。万一、給水管等給水設備に破損が生じた場合は、受託者の負担にて修復しなければならない。
 - 5 受託者は、止水栓等修理のため公道を掘削した場合、陥没等により通行に支障をきたすことがないよう十分注意して復旧し、上下水道局に掘削場所、掘削面積等を速やかに報告しなければならない。
 - 6 受託者は、難取替業務の実施に際して、お客さま等はもとより市民に対する言動に留意し、取替の主旨を十分説明し誤解を招かないよう接しなければならない。また、安全・衛生面にも留意し、上下水道局の信用失墜に至る行為は厳に慎まなければならない。
 - 7 受託者は、施工箇所の原形がタイル等の化粧仕上げであっても、取替工事の対象がモルタル復旧までであることを着手前に説明し了解を得るものとする。
 - 8 難取替業務に必要な車両・駐車費用・燃料及び工具等の諸費用はすべて受託者の負担とするものとする。
 - 9 受託者は、上下水道局から受領した量水器取替票等の個人情報を取り扱う場合は、伊丹市個人情報保護条例第10条第2項の規定を遵守し、「機密保持及び個人情報取扱特記事項」(別紙3)に掲げる事項についての安全確保の処理を行い、個人情報の保護に努めるものとする。
 - 10 受託者は、量水器取替業務証の紛失、難取替業務に関する電子データ及びその関連文書等の紛失、滅失、毀損等(個人情報の漏えいを含む。)が発生したときは速やかに詳細な報告書等を作成し、上下水道局へ提出しなければならない。

別紙9 水道メーターに係る鉛管等難取替業務委託仕様書

1 1 受託者は、取替工事にあたり施工上困難な事態が発生した場合、上下水道局に連絡を取り、その指示に従わなければならない。

(取替後の漏水及び苦情処理等)

第6条 受託者は、取替日以降、2回計量以内にお客さま等からの漏水報告及び苦情等があつた場合は受託者の責任において速やかかつ誠実に処置し、またその経過と結果を上下水道局に詳細な報告をしなければならない。これに要する費用はすべて受託者の負担とする。ただし、取替日以降、給水装置に係る工事等の施工があつた場合など、受託者に正当な理由が認められる場合はこの限りではない。

(委託料の精算方法)

第7条 委託料は取替個数に応じた出来高払いとし、取替単価に取替個数を乗じた金額で精算する。

(その他定めのない事項)

第8条 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて上下水道局と受託者とで協議するものとする。